

Title	ビル管理法の一部改正
Author(s)	榊,孝悌
Citation	makoto. 1980, 32, p. 2-2
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/86093
rights	
Note	

## Osaka University Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

Osaka University

## ル管理法の一部改正

------

## 厚生省環境衛生局長

## 悌

はじめに

四五年に制定された法律である。 保することを目的として、昭和 築物における衛生的な環境を確 管理を行わせることにより、 る建築物について、適切な維持 確保に関する法律(ビル管理法 近年の経済成長、人口の都市 建築物における衛生的環境の 多数の人が使用、 利用す

くなっている。 いわゆる冷房病や頭痛、 工的調整が適切でない場合には ことができない構造のものが多 者が自由に換気、 工的に調整することを前提とし うえで 重要となってきた。 一方、 人の健康が損なわれる事態が発 て作られており、 近年のビルは、空気環境等を人 が国民の生活環境を良好に保つ 人が増加したことに伴い、 その中で一日の大半を過ごす人 建築物の高層化、大型化が進み の衛生的環境を確保すること 建築技術の進歩等により したがって、 通風等を行う 使用者、利用 下痢等 建築

> きている。 生的管理を行う業者も増加して の防除といったビルの環境の衛 環境の測定、ねずみ、こん虫等 に伴って、ビル内の清掃、空気 間にビルの増加は著しく、これ 近くになるわけであるが、この 図ることとなったものである。 が制定され、建築物における環 こうした事情から、ビル管理法 生することが十分に考えられる。 境衛生上の維持管理の適正化を ビル管理法が制定されて十年

正が行われたものである。 的として、 業者の資質の向上と従事者の技 受けられることとし、これら事 場合に、 から、これらの事業者について 上が必要である。こうした観点 衛生管理を行う業者の資質の向 るためには、このようなビルの 定の人的、物的要件を満たす ・技能の向上を図ることを目 都道府県知事の登録が ビル管理法の 一部改

> された。 知事の登録が受けられることと 所ごとにその所在地の都道府県 次の事業を営んでいる事業者 (1)事業者の登録制度 その事業区分に従い、

**| 切建築物における飲料水の水** (1)建築物における空気環境測 |刀建築物における清掃事業

三、施行期日等

田建築物の飲料水の貯水槽の

質検査事業

建築物の衛生的環境を確保す

水質検査を合せ行う一般管理 **幼建築物における清掃、** 境の測定及び日常の簡易な 空気

ん虫等の防除事業 **闭建築物におけるねずみ** 

後述のように登録の開始まで経 令で定めることとされているが 備と事業に従事する者の資格が 行うための機械器具その他の設 定の基準を満たしていなけれ 登 一録を受けるには、 この基準は厚生省 各事業を

する社団法人を、

各事業ごとに、

全国的に事業を 厚生大臣が、 録業者またはその団体を社員と

二、改正の内容

うこととされている。

(指定団体) は、

次の事業を行

された。指定を受けた社団法人 行う団体として指定することと

制定である。なお、この基準は でなければならないことは当然 行うに必要、かつ、十分なもの 物について、それぞれの事業を 多数の者が使用、利用する建築 この厚生省令は現在のところ未 である。 過期間が設けられているため、

営業 されている。 類似する表示をすることは禁止 る。一方、登録を受けていない ある旨の表示をすることができ 録を受けた事業者は登録業者で 登録の有効期間は三年で、 登録業者もしくはこれに

が組織する団体によって、自主 正では、登録業者の業務の改善 このような観点から、今回の改 図っていくことが重要である。 的に技術・技能の改善→向上を うことも必要であるが、 国や都道府県が適切な指導を行 向上を図ることを目的とし、 の資質の向上を図るためには、 ビルの衛生管理を行う事業者 (2)登録事業者等の団体の指定 登

. ح

間に定められることとなって きないこととなっているため、 基準を定める厚生省令は、 年五月一〇日以降となる。登録 登録が行われるのは、昭和五六 から一年間は登録することがで に成立し、同年五月一〇日に公 法律は、昭和五五年四月二五日 経過措置として、施行の日 同日から施行された。しか この

(1)登録業者の業務についての うための技術上の基準の設定 の登録業者の業務を適正に行

者の福利厚生事業 | 円登録業者の業務に従事す 者に対する研修 

登

されている。 を取り消すことができることと たときは、厚生大臣はその指定 定団体がこの改善命令に違反し めるときは、指定団体に対して 改善命令を出すことができ、 厚生大臣は、必要があると認

る。 。 ビル管理法の一部を改正する

